

八千代市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 10 月 6 日（制定）

令和 2 年 10 月 8 日（変更）

令和 5 年 3 月 8 日（変更）

令和 5 年 12 月 11 日（更新）

八千代市農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

八千代市は千葉県の北西部に位置し、東京都心から 30 km 圏内にあり、都市近郊農業を展開している。また、市のほぼ中央を貫く印旛放水路（新川）とその支流の沿岸では水田が広がり、新川を挟んだ東西の台地では露地野菜を始めとした畑作が行われており、それぞれの地域によって営農類型が異なる。

近年、本市においては、農業従事者の高齢化及び担い手不足等により、遊休農地が増加傾向にあり、地域の実態に応じた担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進を図ることが求められている。

以上のような観点から、地域の特性を活かし、農地の有効利用を推進していくため、法第 7 条第 1 項に基づき、八千代市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定める。

なお、この指針は、令和 11 年を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第 2 目標、推進方法及び評価方法

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

（1）担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積（A）※ | 集積面積（B） | 集積率（B/A） |
|-------------------------|-------------|---------|----------|
| 現 状 （令和 5 年 4 月） | 825 ha | 283 ha | 34.3 % |
| 3 年後の目標 （令和 8 年 3 月） | — | 336 ha | 40.7 % |
| 目 標 （令和 11 年 3 月） | — | 355 ha | 43.0 % |

注 1：「3 年後の目標」は、八千代市第 5 次総合計画の「担い手への農地集積面積目標値」

を基に設定

注2：「目標（令和11年3月）」は、令和2～4年度活動計画における農地利用集積実績の平均面積（12 ha/年）より目標を設定

※管内の農地面積（A）は、令和4年作物統計調査における耕地面積

【参考】担い手の育成・確保

| | 総農家数 (うち主業農家数) | 担い手 | | | |
|--------------------|-------------------|------------|-------------|--------------------|--------------------------|
| | | 認定農業者 | 認定新規 就農者 | 基本構想 水準 到達者※ | 特定農業団体 その他の集落 営農組織 |
| 現 状 (令和5年4月) | 642 戸 (239 戸) | 98 経営体 | 3 経営体 | 11 経営体 | 0 団体 |
| 3年後の目標 (令和8年3月) | 642 戸 (239 戸) | 110 経営体 | 4 経営体 | 11 経営体 | 0 団体 |
| 目 標 (令和11年3月) | 642 戸 (239 戸) | 116 経営体 | 5 経営体 | 11 経営体 | 0 団体 |

注1：この数値は、「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値

注2：「総農家数（うち主業農家数）」は、2020年（令和2年）農林業センサスの数値

注3：「認定農業者」は、八千代市第2次農業振興計画の「令和7年度目標値」である110経営体を基に設定

※「基本構想水準到達者」は、「今後育成すべき農業者」を除く

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

○ 地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

○ 市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○ 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、未基盤整備地区等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がい

ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化，新規参入の受入れを推進するなど，地域に応じた取組を推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については，公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し，農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は，農地の集積率により評価する。

単年度の評価については，「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) ※ | 遊休農地面積 (B) ※ | 遊休農地の割合 (B/A) |
|--------------------|---------------|--------------|---------------|
| 現 状 (令和5年4月) | 897.74 ha | 72.74 ha | 8.10 % |
| 3年後の目標 (令和8年3月) | — | 72.27 ha | 8.05 % |
| 目 標 (令和11年3月) | — | 71.82 ha | 8.00 % |

※管内の農地面積 (A) は，令和4年作物統計調査における耕地面積 (825ha) と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地 (72.74ha) の合計面積

※遊休農地面積 (B) は，農地法第条第1項第1号の遊休農地の面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の連携により，農地法 (昭和27年法律第229号) 第30条第1項の規定による利用状況調査 (以下「利用状況調査」という。) と同法第32条第1項の規定による利用意向調査 (以下「利用意向調査」という。) を実施する。それぞれの調査時期については，「農地法の運用について」 (平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知) に基づき実施する。

なお，違反転用パトロールについては，発生防止・早期発見等の観点から，利用状況調査の時期にかかわらず，日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ，農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は，速やかに農地台帳に反映する。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続を行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、八千代市農業振興地域整備計画との整合性に配慮し、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積） | 新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積） |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|
| 現 状 （令和5年4月） | 19 人 (7.44 ha) | 12 法人 (5.23 ha) |
| 3年後の目標 （令和8年3月） | 26 人 (10.44 ha) | 15 法人 (6.73 ha) |
| 目 標 （令和11年3月） | 33 人 (13.44 ha) | 18 法人 (8.23 ha) |

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

① 関係機関との連携について

- 農業委員会ネットワーク機構（千葉県農業会議）、農地中間管理機構等と連携し、地域の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構を活用して、企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後の定着までサポートチームを構築し、農地部門において支援する。

④ 新規参入相談会の開催について

- 市独自の相談会を開催し、推進委員等が新規就農希望者の多種多様な相談に応じることで、新規就農の受入れとフォローアップ体制を強化する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

八千代市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、八千代市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力